

IV 毎月勤労統計調査の沿革

	(調査名)	(実施主体)	(対象範囲及び数)
大正 12 年 7 月	職 工 賃 銀 毎 月 調 査 鉱 夫 賃 銀 毎 月 調 査	内務省社会局	北海道ほか 22 府県における工場及 び東京鉱務署ほか 4 鉱務署におけ る鉱山合計 510 署
大正 14 年 4 月	賃 銀 毎 月 調 査	内閣統計局	29 府県の工場、鉱山
昭和 2 年 1 月	調査対象に官公営工場と交通関係事業体を追加		
昭和 14 年 4 月	労働統計毎月実地調査	内閣統計局	33 府県における工場、鉱山、交通 関係事業体約 7,200 所
昭和 16 年 8 月	労働統計毎月調査	内閣統計局	全府県における工場、鉱山、交通関 係事業体約 4,700 所
昭和 19 年 7 月	毎月勤労統計調査	内閣統計局	全府県における工場、鉱山、交通関 係事業体約 8,900 所
昭和 21 年 12 月	調査対象に百貨店、銀行、信託業、保険業を追加		
昭和 22 年 7 月	指定統計 7 号に指定される		
昭和 23 年 9 月	調査の企画立案及び公表の権限を労働省に移管（実施は総理庁統計局）		
昭和 25 年 1 月	毎月勤労統計調査規則（労働省令）制定 標本理論を導入 産業別に異なっていた調査対象規模の下限を常用労働者 30 人以上に統一		
昭和 26 年 4 月	毎月勤労統計調査 全 国 調 査 地 方 調 査	調査を労働省に全面移管 地方調査開始	
昭和 27 年 1 月	調査対象に建設業を追加		
昭和 29 年 3 月	サービス業の一部（「自動車修理業及びガレージ業」、「その他の修理業」及び「医療 保険業」）を調査対象に追加		
昭和 32 年 7 月	乙調査と特別調査開始		
	毎月勤労統計調査 全 国 調 査 甲 調 査 " 乙 調 査 地 方 調 査 特 別 調 査	常用労働者 30 人以上事業所 約 9,300 事業所 常用労働者 5～29 人事業所 約 10,000 事業所、905 調査区 常用労働者 30 人以上事業所 約 18,500 事業所 常用労働者 1～4 人事業所 約 10,000 事業所、1,810 調査区	

昭和 46 年 1 月	サービス業の範囲を「家事サービス業」と「外国公務」を除く全体に拡大		
昭和 47 年 7 月	調査対象に沖縄県を追加		
昭和 55 年 7 月	特別調査を拡充		
	毎月勤労統計調査 全国調査甲調査 " 乙調査	常用労働者 30 人以上事業所 常用労働者 5～29 人事業所	約 16,700 事業所 約 16,500 事業所 1,914 調査区
	地方調査 特別調査	常用労働者 30 人以上事業所 常用労働者 1～29 人事業所	約 22,000 事業所 約 134,000 事業所 4,750 調査区
平成 2 年 1 月	甲調査・乙調査の統合と地方調査の拡充等		
	毎月勤労統計調査 全国調査	常用労働者 5 人以上事業所 うち 30 人以上事業所 5～29 人事業所	約 33,200 事業所 約 16,700 事業所 約 16,500 事業所 1,914 調査区
	地方調査	常用労働者 5 人以上事業所 うち 30 人以上事業所 5～29 人事業所	約 43,500 事業所 約 21,500 事業所 約 22,000 事業所 2,561 調査区
	特別調査	常用労働者 1～4 人事業所	約 77,000 事業所、4,750 調査区
平成 5 年 1 月	パートタイム労働者についての給与・労働時間等の調査項目を新設		
平成 8 年 1 月	一般・パート別の雇用指数を公表		
平成 13 年 1 月	省庁再編に伴う調査主体名の変更		
平成 14 年 1 月	一般・パート別の賃金・労働時間指数を公表		
平成 14 年 3 月	毎月勤労統計調査オンラインシステムによる調査票登録開始		
平成 17 年 1 月	平成 14 年 3 月改定の日本標準産業分類に基づく集計、公表開始 (特別調査は平成 16 年調査から)		
平成 21 年 4 月	基幹統計調査に指定される		
平成 22 年 1 月	平成 19 年 11 月改定の日本標準産業分類に基づく集計、公表開始 (特別調査は平成 21 年調査から)		
平成 29 年 1 月	平成 25 年 10 月改定の日本標準産業分類に基づく集計、公表開始 (特別調査は平成 29 年調査から)		
平成 30 年 1 月	第一種事業所の部分入替え方式の導入		
令和 2 年 7 月	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により特別調査が中止		